

(2) 保険金・給付金をお支払いできない場合の代表例

保険金・給付金は約款（普通保険約款・特約条項）の規定にもとづいてお支払いしますが、支払事由を満たさない場合や免責事由に該当した場合などは、保険金・給付金をお支払いできないこともあります。以降で具体的な事例を記載しておりますのでご覧ください。

なお、記載の事例は、ご照会の多い事例を掲載しており、すべてのケースを示しているものではありませんのでご了承ください。不明な点がある場合は、当社担当者にご確認ください。

事例 1

入院給付金のお支払い (責任開始日と発病時期)

入院給付金は、一般にご契約（特約）の責任開始日以後に発病した病気、または発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合がお支払いの対象になるものと定められています。

したがって、責任開始日前に発病した病気や責任開始日前の事故を原因とする場合にはお支払いできません。

なお、責任開始日前に発病した病気や責任開始日前の事故を原因とする場合でも、責任開始日からその日を合せて2年経過後の入院など、約款に特に規定がある場合には、入院給付金をお支払いすることがあります。

新団体医療保険の例

お支払いする場合

ご契約の加入後に発病した椎間板ヘルニアにより入院したケース



責任開始日後に発病した病気での入院は、入院給付金をお支払いします。

お支払いできない場合

ご契約の加入前より治療を受けていた椎間板ヘルニアが、ご契約の加入後に悪化し入院したケース



責任開始日前に発病した病気での入院には、入院給付金はお支払いできません。

※お申込みの際の告知などによって当社がその病気や傷害が生じていることを知っていたとしても、お支払いの対象となりません。